



山形県公報

平成19年5月22日(火)
第1842号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正.....(環境企画課)...846

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...同

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同

家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求の廃止.....(工コ農業推進課)...同

家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求.....(同)...同

基本測量の実施の通知.....(農村計画課)...847

土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...同

土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...848

土地改良区の定款変更の認可.....(同)...849

同.....(同)...同

基本測量の実施の通知.....(管理課)...同

道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課)...同

県道の供用の開始.....(同)...850

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会5月定例会の招集.....同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数.....851

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...同

県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課)...854

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...856

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第551号

平成16年 3月県告示第383号 ( 悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定 ) の一部を次のように改正し、平成19年 6月 1日から施行する。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

第 2 第 1 項第15号八中「並びに西野」を「、西野、狩川、添津、千本杉並びに桑田」に改める。

### 山形県告示第552号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------|----------------------------|-----------|------------|
| 有限会社ケアサービス東北<br>尾花沢市芦沢1216番地 1 | ケアサービス東北<br>新庄市大字松本208 - 3 | 訪 問 介 護   | 平成19. 4. 1 |

### 山形県告示第553号

介護保険法 ( 平成 9 年法律第123号 ) 第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                | 廃止年月日      |
|--------------------------------|----------------------------|------------|
| 有限会社ケアサービス東北<br>尾花沢市芦沢1216番地 1 | ケアサービス東北<br>新庄市大字松本208 - 3 | 平成19. 4. 1 |

### 山形県告示第 554号

平成17年11月県告示第1014号 ( 家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求 ) は、廃止する。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第555号

家畜伝染病予防法 ( 昭和26年法律第166号 ) 第52条の規定により、次のとおり報告を求め、平成19年 1月県告示第71号 ( 家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求 ) は、廃止する。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者  
飼養羽数が1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項  
(1) 農場についての次に掲げる事項に係る毎月 ( 第 1 回目報告は、平成19年 5月 ) の状況  
イ 飼養羽数  
ロ 死亡羽数

八 家畜の健康状態

(2) 通常の死亡率と異なる等、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、その状況

4 報告書の提出期限

(1) 3の(1)については、翌月の10日（10日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とし、第1回目の提出は、平成19年6月8日（金）とする）の正午

(2) 3の(2)については、直ちに。

5 報告書の提出先及び提出方法

(1) 提出先

対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所

(2) 提出方法

電子メール、ファクシミリその他対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所長が指示する方法により提出するものとする。

6 その他必要な事項

(1) 本告示が適用される期間は、当分の間とする。

(2) 詳細については、次の部署に問い合わせること。

イ 農林水産部エコ農業推進課畜産室（電話 023 - 630 - 2470）

ロ 中央家畜保健衛生所（電話 023 - 686 - 4410）

ハ 最上家畜保健衛生所（電話 0233 - 28 - 7768）

ニ 置賜家畜保健衛生所（電話 0238 - 43 - 3217）

ホ 庄内家畜保健衛生所（電話 0234 - 42 - 3331）

山形県告示第556号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 基本測量を実施する地域

鶴岡市

長井市

大石田町

2 基本測量を実施する期間

平成19年5月14日から平成20年2月29日まで

3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

山形県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 高 橋 恭 平 | 西置賜郡白鷹町大字浅立3830番地 |
| 同        | 菅 原 有 一 | 同 大字畔藤2583番地      |
| 同        | 伊 藤 啓   | 長井市森670番地の3       |

|     |           |   |                   |
|-----|-----------|---|-------------------|
| 同   | 小 関 勝 男   | 同 | 五十川3955番地         |
| 同   | 遠 藤 治 義   | 同 | 西置賜郡白鷹町大字浅立2224番地 |
| 同   | 遠 藤 幸 一   | 同 | 大字広野1221番地        |
| 同   | 佐 藤 隆     | 同 | 大字畔藤5510番地        |
| 同   | 小 形 強 一   | 同 | 2565番地            |
| 監 事 | 鈴 木 茂     | 同 | 大字広野1593番地        |
| 同   | 高 橋 榮 次 郎 | 同 | 大字浅立2620番地        |
| 同   | 川 井 敬 一   | 同 | 大字畔藤1969番地 2      |

## 山形県告示第558号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 高 橋 恭 平 | 西置賜郡白鷹町大字浅立3830番地 |
| 同        | 菅 原 有 一 | 同 大字畔藤2583番地      |
| 同        | 金 田 寿 一 | 長井市森907番地         |
| 同        | 沼 澤 幸 七 | 同 五十川4209番地       |
| 同        | 梅 津 八 郎 | 西置賜郡白鷹町大字浅立2603番地 |
| 同        | 鈴 木 茂   | 同 大字広野1593番地      |
| 同        | 佐 藤 隆   | 同 大字畔藤5510番地      |
| 同        | 平 井 昌 信 | 同 5110番地          |
| 監 事      | 鈴 木 茂   | 同 大字浅立2634番地      |
| 同        | 新 野 邦 昭 | 同 大字広野1556番地      |
| 同        | 新 野 好 男 | 同 大字畔藤2515番地      |

## 山形県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成19年5月9日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成19年5月11日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
酒田市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、上山市、米沢市、東田川郡庄内町、西村山郡西川町、東村山郡山辺町、西置賜郡白鷹町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成19年5月14日から平成20年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子基準点現地調査作業）

## 山形県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 木地山九野本線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間    | 旧新の別 | 敷地の幅員          | 延長         |
|--------------------------|------|------|----------------|------------|
| 長井市平野字北脇ノ沢4164番11から<br>同 | 上 まで | 旧    | 6.0メートル<br>3.3 | メートル<br>75 |
| 同                        | 上    | 新    | 6.5メートル<br>3.5 | メートル<br>40 |

## 山形県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年5月22日から同年6月4日まで縦覧に供する。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 木地山九野本線  
 2 供用開始の区間 長井市平野字北脇ノ沢4164番11から  
同 上 まで  
 3 供用開始の期日 平成19年5月22日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成19年5月22日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年5月24日（木）午後2時  
 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室  
 3 議 題

- (1) 山形県文化財保護条例第4条の規定に基づく有形文化財の指定について  
 (2) 山形県文化財保護条例第5条の規定に基づく山形県指定有形文化財の指定の解除について  
 (3) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について  
 (4) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について  
 (5) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第85号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成19年5月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 | ラ ジ オ 放 送   |
|-----------------|-------------|
| 山形放送株式会社 1回     |             |
| 株式会社山形テレビ 1回    | 山形放送株式会社 1回 |
| 株式会社テレビユー山形 1回  |             |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年5月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 かみのやま福祉運送サービス
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 富夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
上山市朝日台一丁目2番7号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は道路運送法に基づく福祉有償運送事業を主な事業とし、介護認定者やしょうがい者の交通手段を確保し、通院や買い物等の利便性を向上させ、安心して生活できる地域社会をつくることを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年9月22日まで縦覧に供する。

平成19年5月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セブンプラザ  
山形市七日町二丁目7番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

山形中央開発株式会社 山形市七日町二丁目7番2号

代表取締役 齋野 五兵衛

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者             | 開店時刻     | 閉店時刻 |
|---------------------|----------|------|
| 株式会社マリエル            | 午前10時30分 | 午後7時 |
| きゅーぶ店               | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 株式会社ティーエムエンタープライズ   | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社ヴィヴィアンネイル       | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社マイティ            | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社デパール            | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社エムエヌコラボレーション    | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 株式会社バスチア            | 午前10時30分 | 午後7時 |
| イング店                | 午前10時30分 | 午後7時 |
| シエン店                | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 株式会社グロウディップエンタープライズ | 午前10時30分 | 午後7時 |
| テアトル商事株式会社          | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社ブービープランニング      | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社エスプロス           | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社トリプルクラウン        | 午前10時30分 | 午後7時 |
| ビーシュガー店             | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 株式会社キャンドウ           | 午前10時30分 | 午後7時 |
| 有限会社ケイト屋            | 午前10時30分 | 午後7時 |



（変更後）

| 小売業を行う者             | 開店時刻     | 閉店時刻    |
|---------------------|----------|---------|
| 株式会社マリエル            | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| きゅーぶ店               | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 株式会社ティーエムエンタープライズ   | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社ヴィヴィアンネイル       | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社マイティ            | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社デパール            | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社エムエヌコラボレーション    | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 株式会社バスチア            | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| イング店                | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| シエン店                | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 株式会社グロウディップエンタープライズ | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| テアトル商事株式会社          | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社ブービープランニング      | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社エスプロス           | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社トリブルクラウン        | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| ビーシュガー店             | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 株式会社キャンドゥ           | 午前10時30分 | 午後8時30分 |
| 有限会社ケイト屋            | 午前10時30分 | 午後8時30分 |

## 4 変更年月日

平成19年4月28日

## 5 届出年月日

平成19年4月27日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年9月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年 5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格                                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            |              | 摘要 |
|--------------|--------------------|--------------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----|
|              |                    |                                                  |      |     | 収入が123,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 | 3月分の家賃に相当する額 |    |
| 県営太田町アパート3号  | 米沢市太田町五丁目1-10      | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>74.0平方メートル | 1    | 一般用 | 23,900円         | 29,000円                    | 34,300円                    | 39,600円                    | 45,700円                    | 52,500円      |    |
| 同 4号         | 同                  | 3DK                                              | 1    | 同   | 23,900          | 29,000                     | 34,300                     | 39,600                     | 45,700                     | 52,500       |    |
| 同 中田第2アパート2号 | 同 中田町901-2         | 3DK                                              | 1    | 同   | 13,700          | 16,600                     | 19,600                     | 22,700                     | 26,200                     | 30,100       |    |
| 同 玉の木アパート    | 同 通町八丁目2-95        | 3DK                                              | 3    | 同   | 14,300          | 17,300                     | 20,500                     | 23,700                     | 27,300                     | 31,400       |    |
| 同 相生アパート2号   | 同 相生町7-65          | 3DK                                              | 1    | 同   | 23,600          | 28,600                     | 33,900                     | 39,100                     | 45,200                     | 51,800       |    |
| 同 3号         | 同                  | 3DK                                              | 1    | 同   | 23,900          | 29,000                     | 34,300                     | 39,600                     | 45,700                     | 52,500       |    |
| 同 小出アパート2号   | 長井市小出3-2           | 3DK                                              | 1    | 同   | 14,800          | 17,800                     | 21,000                     | 24,300                     | 28,000                     | 32,200       |    |
| 同 小国アパート1号   | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 3DK                                              | 2    | 同   | 13,000          | 15,700                     | 18,600                     | 21,500                     | 24,800                     | 28,500       |    |
| 同 2号         | 同 3-8              | 3DK                                              | 1    | 同   | 13,900          | 16,900                     | 20,000                     | 23,100                     | 26,700                     | 30,600       |    |
| 同 飯豊アパート     | 西置賜郡飯豊町大字萩生3893-3  | 3DK                                              | 1    | 同   | 15,100          | 18,300                     | 21,600                     | 25,000                     | 26,700                     | 30,600       |    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円（その者が特別障がい者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい（知的障がいを除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年6月4日から同月8日まで（ただし、郵送の場合は、平成19年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成19年8月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年5月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
更新時講習教本「交通の教則(運転者用)」及び「人にやさしい安全運転」  
年間数量 各 144,450冊程度  
更新時講習教本「安全運転自己診断」  
年間数量 75,080冊程度
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年 3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人 全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目 8 番13号
- 5 随意契約に係る契約金額  
「交通の教則(運転者用)」 152.250円  
「人にやさしい安全運転」 90.300円  
「安全運転自己診断」 10.605円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第10条第 1 項第 1 号該当

正 誤

| 発行年月日    | 県公報番<br>号 | ページ | 行 | 誤                                                    | 正               |
|----------|-----------|-----|---|------------------------------------------------------|-----------------|
| 平成19.5.8 | 第1838号    | 795 | 5 | 山形県監査委員 佐藤 藤 彌<br>山形県監査委員 田 辺 省 二<br>山形県監査委員 加 藤 淳 二 | 山形県監査委員 加 藤 淳 二 |
| 同        | 号外(36)    | 1   | 8 | 山形県監査委員 佐藤 藤 彌<br>山形県監査委員 田 辺 省 二<br>山形県監査委員 加 藤 淳 二 | 山形県監査委員 加 藤 淳 二 |

平成19年 5月22日印刷  
平成19年 5月22日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056